

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(総務省)

制 度 名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長				
税 目	所得税、法人税				
要 望 の 内 容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長：2年間</p> <p>根拠法令：過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額：2,000万円超</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">一 百万円 (▲600百万円の内数)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (▲600百万円の内数)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (▲600百万円の内数)				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的	昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。	また、過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用を増大させるため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しております、その施策の一つとして特別償却が定められている。		
	(2) 施策の必要性	過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられることから、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図ることを目的とする。			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」
		租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56
		「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。
		「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。
		「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、「離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」することが定められている。 【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】 II. 地方行財政 2. 地域振興（地域力創造）
	政策の達成目標	過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。従って、計数的な指標で目標設定をすることは困難であるが、現状よりも状況が改善されることを達成目標とし、過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」を指標としたい。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」の向上を図る。
	政策目標の達成状況	これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成21年度100件、平成22年度74件、「雇用増加人員」では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっている。

有効性	要望の措置の適用見込み		適用者数(件)			適用件数(件)		
			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター
	H21	42	2	0		354	6	0
	H22	63	3	0		639	3	0
	H23	47	0	0		436	0	0
	H24(見込み)	50	2	—		476	3	—
	H25(見込み)	53	2	—		517	2	—
	H26(見込み)	50	1	—		476	2	—
※ソフトウェア業はH21まで。H22よりコールセンター。								
※H24(見込み)についてはH21~23の3年平均で算出。								
H25(見込み)についてはH22~24(見込み)の3年平均で算出。								
H26(見込み)についてはH23~25(見込み)の3年平均で算出。								
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置による効果測定については、進出した企業に対するアンケート結果から、企業進出を促すインセンティブになっている。これまでの特別償却の適用実績は、平成21年度360件、償却額19億円、平成22年度642件、償却額51億円、平成23年度436件、償却額10億円となっている。						
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業用資産の買換特例（過疎法第29条、租特法第37条第1項の表の第5号、同法第37条の4、同法第65条の7第1項の表の第5号、同法第65条の9、同法第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、同法施行令第39条の7第4項第2号）						
これまでの適用実績と効果に関する事項	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし						
	要望の措置の妥当性	過疎地域に進出してきた企業の動機をみると、初期投資の負担が軽減される特別償却制度は、新規立地企業においては、企業進出を促すインセンティブとなり、進出先を決定した事例も見受けられる。このように過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加という政策目的において効果がある。						
これまでの租税特別措置	租税特別措置の適用実績		適用者数(件)			特別償却実績額(百万円)		減収額(百万円)
			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	
		H21	42	2	0	1,836	34	0
		H22	63	3	0	5,112	26	0
		H23	47	0	0	1,022	0	0

	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	これまでの実績では、雇用増加人員では、平成21年度1,340人、平成22年度1,588人、平成23年度1,660人となっている。
	前回要望時の達成目標	雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とすることを目標とする。 ○過疎地域人口(推計) (総務省「原口ビジョンⅡ」) 過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。(一部過疎を除く。) 919万人(2010年)→859万人(2015年)
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2010年3月の住基人口9,279千人と2011年3月の住基人口8,999千人を比較すると280千人の減(△3%)となっている。なお、全国人口では同期比で△0.7%となっている。
これまでの要望経緯		昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 (直近12年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長